［略］

［備考　略］

［同上］

［備考　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（接続料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則	附　則
［1～8　略］	［1～8　同上］
9　事業者は、規則第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（公衆電話機（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務で用いる電話機を除く。）から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。	9　事業者は、規則第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（公衆電話機から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。
［10～14　略］	［10～14　同上］
15　令和四年三月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この項において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。	15　平成三十四年三月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この項において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。
［16・17　略］	［16・17　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務に係る電気通信事業法第十九条第一項の規定による契約約款の届出をしようとする者は、この省令の公布の日からその実施の日の七日前までの間においても、新施行規則第十五条の規定により当該届出を行うことができる。ただし、その実施の日がこの省令の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の場合に限る。

（経過措置）

3　この省令の施行の際現に新施行規則第十四条第二号の二に規定する基礎的電気通信役務を提供している者であって、前項の届出を行っていない者は、施行日から三月以内に当該基礎的電気通信役務に係る契約約款の届出を行わなければならない。この場合において、当該届出が行われるまでの間は、基礎的電気通信役務に該当しないものとみなす。

4　当分の間、新施行規則第十四条第二号中「おおむね一キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね一キロメートル四方に一台以上かつおおむね五百メートル四方に一台以下」と、「おおむね二キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね二キロメートル四方に一台以上かつおおむね一キロメートル四方に一台以下」とする。